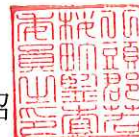




若桜町監査発第8号  
令和5年6月30日

若桜町長 上川元張様  
若桜町議会議長 山根政彦様

若桜町監査委員 谷口秀昭



若桜町監査委員 梶原明



### 財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 財政援助団体監査

##### (1) 実施年月日等

①日時：令和5年6月27日（火）午前10時30分～午前11時55分

場所：役場3階 全員協議室

担当課：企画政策課

②日時：令和5年6月27日（火）午後1時30分～午後2時50分

場所：若桜町特定地域づくり事業協同組合 事務室

対象団体：若桜町特定地域づくり事業協同組合

##### (2) 監査の対象

若桜町特定地域づくり事業協同組合

##### (3) 監査の範囲

- ・協同組合設立準備・運営補助金(令和3年度)に係るもの
- ・若桜町特定地域づくり事業補助金(令和4年度)に係るもの

##### (4) 監査の着眼点

- ・団体に対する補助金が、目的に沿って執行されているか。
- ・補助金に係る会計経理等が適切に行われているか。

(5) 監査の結果

1 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。指摘事項、問題は担当課及び財政援助団体ともに特になし。

(6) 監査の意見

若桜町特定地域づくり事業協同組合については、今後も制度の活用に向けて町内事業者へ趣旨を周知普及し、労働者派遣に対する事業所や地域の理解の醸成と、地域づくりの人材確保に努めていただきたい。